

## 「工賃向上計画」の作成要領

『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』の規定により、県内の全ての就労継続支援B型事業所においては、事業所工賃向上計画を作成し、その中で令和6年度から令和8年度までにおける目標工賃を設定することとされております。

県においても、県の工賃向上計画を策定することとしており、令和6年度から令和8年度までの各年度の目標工賃を設定します。

つきましては、県の目標工賃を設定する年度に合わせ、各事業所に作成いただく令和6年度から令和8年度までを計画期間とした様式を作成しましたので、本様式により計画を策定してください。

なお、今回作成いただく事業所工賃向上計画は、前回（令和3年度から5年度の計画期間）の様式から、大幅に変更（基本、簡素化）しておりますので、本作成要領をご確認ください。

### 1 事業所の概要

- ・ 「事業所の特徴」欄は、事業所の理念（めざす姿）、設立の経緯、立地、地域性、現在の状況、事業所の雰囲気等を自由に記入してください。
- ・ 「主要作業の内容」の「作業名」は、「4 主要作業別の取組方針（作業ごとに記載）」の「具体的作業名」と一致させてください。
- ・ 「定員数」「利用者数」欄は、作成月時点での状況を記入してください。
- ・ 「利用者の男女別」「利用者の内訳」の計は、「利用者数」と一致させてください。
- ・ 「利用者の内訳」欄は、主たる障害別に記入してください。「(内重度)」欄には、身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aを所持している人数を記入してください。

### 2 工賃の現状と目標工賃

- ・ 令和5年度工賃実績は、別に行政機関に報告した「工賃実績報告書」と一致させてください。
- ・ 「令和6年度」「令和7年度」「令和8年度」は、工賃向上計画終了時点までの各年度の目標工賃を記入してください。

### 3 工賃向上に向けた取組について（事業所全体）

- ・ 「○工賃向上の基本方針」欄は、目標工賃達成のための基本方針を記入してください。
- ・ 「○基本方針に関する現状と課題」欄は、これまでの取組を踏まえ、事業所における現状と課題を分析し、「経営的視点」と「福祉的視点」の観点から記入してください。前回の計画期間（令和3～5年度）において、工賃向上に有効であった取組事例や、工賃向上の障害となった要因についても記入してください。

### 4 主要作業別の取組方針（作業ごとに記載）

- ・ 本項目は、作業ごとに作成してください。
- ・ 「区分」、「具体的作業名」は次の表から適当なものを選んでください。該当するものがない場合は、適宜作成してください。

区分	具体的作業名
自主製品	食品加工 農産品・草花 手芸・縫製品 木工・工芸品 紙製品・印刷 環境・リサイクル その他
下請・内職 (主に施設内で行うもの)	加工・組立作業 梱包・袋入れ等 クリーニング作業 名刺・チラシ等の印刷 リサイクル作業 その他
労務提供 (主に施設外で行うもの)	清掃 植栽管理 ポスティング・配達 接客 企業内作業 その他
その他	ショップ経営 バザー、イベントへの出店 リサイクル資源の回収・販売 その他

(例)

クッキーやパンの製造・販売（店舗を持たないもの）  
⇒「自主製品・食品加工」

さをり織り製品の製造と自社店舗での販売

⇒「自主製品・手芸縫製品」と「その他・ショップ経営」を併記

自然食品の委託販売（店舗を持たないもの）

⇒「その他・その他」

- ・ 「作業内容・特徴」欄には、どのような作業内容なのかを具体的に記入してください。
- ・ 「年間売上高」「利用者人数」欄は、その作業に係る売上高、人数を記入してください。
- ・ 「現状分析と課題」はその作業を実施する上での強みや弱みを記入してください。

（記入例）

強み・・・作業に熟練した職員・利用者が多い。

商品も安定しており常連客がある。 等

弱み・・・コスト管理やリスク管理（法令遵守、トラブル対応等）のノウハウが十分でない。

原材料費が高騰しているが、顧客に値上げを切り出しにくい。 等

- ・ 「課題を踏まえた改善目標・方針」欄は、これまでの取組で見えてきた課題や現状分析を踏まえて、本計画期間である令和8年度までに目指す姿を記入してください。
- ・ 「目標達成に向けた具体的方策」欄は、令和8年度までの目標を達成するため、各年度における到達目標や、各年度に取り組む具体的な取組内容を記入してください。
- ・ 「取組方針」欄は、令和8年度までの目標に向け、どう取り組むのか該当するものを選択してください。課題の分析結果によっては、縮小や撤退を検討した方が良い場合もあるかも知れません。
- ・ 「優先順位」欄は、当該作業の事業所における優先順位を記入してください。全作業同列であれば、全部「1」と記入してください。

- 「事業所工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「事業所工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施する必要があります。（工賃向上 P.D.C.A サイクルの確立）
- 「事業所工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度5月末日までに所管する市や県民局を通じて、県障害福祉課へ提出してください。
- 「事業所工賃向上計画」及び工賃実績については、可能な限り障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト（WAMネット）や事業所のホームページ等と通じて公表してください。